

100分の1.2減額するという内容でございます。

第3条では、八峰町職員の育児休業等に関する条例の特例を定めるもので、育児のため1時間単位で部分休業した場合、1時間単位で給料は減額されることとなりますが、この際の1時間当たりの単価もですね100分の1.2を減額するという内容でございます。

2ページ目をご覧ください。

第4条ですが、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例でございます。介護休暇を取得した場合、1時間単位で給料が減額されることとなりますが、この際の1時間当たりの単価も100分の1.2減額するという内容でございます。

第5条は、減額する額の端数処理を規定しているもので、1円未満は切り捨てるということです。

施行期日ですが、この条例は平成25年7月1日から施行するものでございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 給与のみならずあらゆる手当が減額されるんですけども、この総額は幾らと見込んでいるのでしょうか。それと、全協のときに秋田市はやらないということですが、ほかの県内の様子、分かりましたら教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） まず、総額につきましては、397万7,000円になります。

それから、県内の状況ですが、今回の場合、ラスパイレス指数が100より超えている、超えていないで何かこう取り扱いというんですか実施がするところとしないところがあるようであります。ただ、把握しているのは能代市さんはやるということは把握しておりますが、それ以外のところについては把握しておりません。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対討論を行います。

地方財政計画での地方公務員給与削減の措置に対して、地方六団体が自治体の自主的

に決める公務員給与への国の介入は自治の根源に抵触するとして抗議をしています。8,504億円に対して国は給与削減に見合った事業8,523億円、これを全国防災事業費として見込んでおりますけれども、地方負担分973億円、緊急防災・減災事業4,505億円、これは2012年度の事業を引き継いだものであります。今、新たにできた防災の事業ではありません。

デフレから脱却で企業に労働報酬の引き上げを要請していながら、地方公務員は給与削減を強要しています。経済マイナスは1兆2,000億円と言われております。期間延長の声も、主張も出されております。給与だけではのみならず、あらゆる手当が削減されるということで、労働意欲の低下にもつながりますし、これ以上の公務員の給与削減は、これは本当に許されないものだと思います。

以上で反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第59号、八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第59号、八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年6月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、一般職と同様に東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むという課題に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、町長等特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の特例を定めるものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例ということで、第1条は、これは一般職と同様の趣旨でございますので説明は省略させていただきます。

それで、第2条、ここは町長と副町長について、第3条、これは教育長について定めている内容でございます。内容はどちらも一般職に準じて給料から100分の1.2を減ずるもので、実施期間も今年の、平成25年7月から平成26年3月までの9か月間実施するという内容でございます。

第4条は端数処理を規定しております。

施行期日ですけれども、7月1日から施行するという内容でございます。

以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第60号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 議案第60号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について、ご説明いたします。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成25年6月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

次のページをお開き願います。

変更の理由につきましては、さきの議会全員協議会に資料として出しておりますので、今回の変更内容については、右の方の変更、これを述べる形で説明したいと思います。

まず、区分、第3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、町道関係、市町村道路関係でございますが、2段目の町道三ツ森線交差点改良工事以下5件の今年度予定している事業について追加するものでございます。

次の(5)電気通信施設等情報等のための施設につきましては、防災行政無線関係では一番下の秋田県総合防災システム整備事業、これを追加するものでございます。

次のページ、その下のテレビジョン放送等難視聴解消のための施設につきましては、今後、地デジ共聴施設整備事業、これに補助金を交付するため追加するものでございます。

次に、区分の第4、生活環境の整備でございますが、下の消防施設関係でございますが、次のページをお開き願います。一番上の広域組合消防施設整備事業、これの負担金、これから(6)の過疎地域自立促進特別事業においては、次のページ、生活基盤整備事業になりますけれども、空き家対策、それから定住対策、住宅リフォーム等、これらを総合的に推進する事業をソフト事業として執り行うため、追加するものでございます。

それから、第6、医療の確保でございますが、診療施設において、一番下になりますが、町営診療所レントゲン設備整備事業、これを追加するものでございます。

次のページをお開き願います。

第7、教育の振興でございます。集会施設においては、滝の間コミュニティセンター建設事業、これを追加するものでございます。

(4)の過疎地域自立促進特別事業につきましては、次のページの一番上になりますが、学校ICT環境整備事業、これを追加するものでございます。今回、過疎債のヒアリングを受けまして、当初4,000万円でものを購入という形で申請したわけですが、ソフト事業に対してはリースで借り受けてですね、それに対するものしか対応できないということで、今回、5年間の債務負担行為を組むとともに補正予算で予算の組み替えを行っ

ておりますので、ひとつご了解願いたいと思います。

それから、第10、その他地域の自立促進に関する必要な事項、自然エネルギー導入事業を新たに加えてございます。

次のページが一番下になりますが、再生可能エネルギー導入事業、今後、公共施設等において再生可能エネルギー、これを導入していきたいという趣旨のもとに追加してございます。

この協議につきましては、県との協議を済ませておりまして、5月23日付で協議が整っております。

説明は以上であります。宜しく願います。

○議長（須藤正人君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 何といたしましょうか、資料の開いてすぐの、ページ数書いていませんので、のところの下の方、2ページ目の真ん中辺になるんですけども、45項って書いていますが、公共住宅の整備、（略）、その対策、また公営住宅の整備とありますけれども、その対策、整備をしてその対策としてまた公共事業の整備ということで載っていると思うんですが、これは具体的に何か考えておられますか。というのは、茂浦の住宅、町営住宅ですけれども、私も再三言っているんですが、非常に砂利道、あれは砕いた石ですか住宅の周りに敷き詰められておりまして、高齢者が今、80歳過ぎの高齢者が2人、あの住宅に入っています。非常にズルズルズルッところ行くので非常に危険です。中には徘徊して暗いところを歩いている人もいますので、是非この計画の中に、対策の中に茂浦の砂利の整備、固めるとか、ちょっとは整備されて幅広くはなったんですが、本当に非常に危険で、見た目も非常に悪いので、これを何とか対策を考えてもらいたいと思いますが、この中に考えておられるのでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 第4の生活環境の整備、この中に（4）として公営住宅の整備ということで、現状と問題点、その対策ということで項目を載せております。具体的なローリング関係でその茂浦というのは今回初めて聞くわけでございますので、今後現状を調べながら、必要があるとすれば過疎計画のローリングの中で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第61号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 議案第61号、工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

平成25年5月29日に指名競争入札に付した八森地区統合子ども園木造園舎新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

契約の目的は、八森地区統合子ども園木造園舎新築工事。

契約金額は、2億2,722万円。

契約の相手方、秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地、大森建設株式会社八森本店、本店長大森弘。

支出項目は、平成24年度八峰町一般会計繰越明許費3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費であります。

平成25年6月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案な理由でございますが、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

図面、施工内容等については、5月30日開催いただきました議会全員協議会において、全体完成イメージ図、平面図、立面図、園地平面図をお配りし、説明させていただいたとおりでございます。

木造鋼板横葺き平屋建て、建築面積は1,398㎡、工事の工期は平成26年2月28日までといたしました。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 設計上のことで確認を、もう一度確認をしたいと思います。

乳児室ですけれども、これは定員何人を見込んでの部屋になっているのでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 定員につきましては、6名を予定しておる規模でございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 6名の定員で、ほふく室と、それから乳児室で1人当たりの平米が違うんですけれども、これは乳児室を前提にしたのでしょうか。乳児室だけで、ほふく室が入ってなくて、今までの保育室よりもかなり小さくなっているような気がするんですけれども、ほふく室は必ずしもというふうなことが秋田県の条例、国の最低設置基準がなくなって県の条例の方に委託されましたので、県の方もそれに合わせてほふく室は必要ではないっていうふうなことですけれども、これは公共の施設ですので、保育園ですので、やっぱりほふくする部屋というのでも確保する必要がある、ハイハイする部屋ですけれども、いつまでも乳児じゃありませんので、入ったときがゼロ歳児、5月生まれの子どもはもう秋頃にはもうハイハイして歩くようになりますので、いつまでも乳児とは限りません。ですから、ほふく室も必要になってくるんですけれども、部屋が非常に狭いなという気がします。この決め方、何を基準に、ほふく室なのか乳児室なのか、ほふく室をどのように考えているのか、公共の施設ですので、以前に私も県の方に聞いたんですけれども、公共の施設であつたらほふく室は作って欲しいねというふうなことを直接聞いたことがあります。どのような設計でこういうふうになったのでしょうか、確認のことですけれども教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） これにつきましてははですね、1歳児の隣、ちょっとくくってございますけれども、そこをほふく室として設計してございました。それで、保育室に関しましてはですね、秋田県の認定子ども園の規模に応じまして、それを十分機能できるように設計いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 保育室と乳児室ですけれども、認定子ども園の基準と言われても、これは困ります。3.3㎡を基準にしたのか、1.65㎡を基準にしたのか、この辺ははっきりしてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） お答えします。今の平米というのは、いわゆる人数に倍率を掛けたという形で足りるもの、それから、その保育室にその面積を加えて足りるもの等いろいろありました。ちょっと今ここに詳しい資料がございませんので、もしよろしければ後日ですね、後で提供したいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第62号、工事請負契約の締結ついてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 議案第62号、工事請負契約の締結についてをご説明いた

します。

平成25年5月29日に指名競争入札に付した八森地区統合子ども園建築付帯工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものがあります。

契約の目的は、八森地区統合子ども園建築付帯工事。

契約金額は、6,279万円。

契約の相手方、秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地、大森建設株式会社八森本店、本店長大森弘。

支出項目は、平成25年度八峰町一般会計3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費であります。

平成25年6月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由につきましては、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

概要につきましては、幼児送迎用バス2台の車庫、鉄骨鋼板葺き72㎡をはじめ、内部の建具取付、家具類、厨房機器工事など一式でございます。

工事の工期は、平成26年2月28日までといたしました。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今回の工事について、車庫等も含めて入札を行ったわけですが、統合小学校においては車庫は分離して入札を行いました。そのことによって格付けの低い工務店さんにも仕事の機会が与えられたわけですが、それこそ今回は車庫、まるっきり別棟で建つ工事ですけれども、これをなぜ含んだのか、それこそあなた方の行うことは一貫性がないです。場当たりの対応だと言わざるを得ません。それこそ、これを一体して入札に付すことによって、町内の格付けの低い工務店さんの仕事を奪うことになったのではないかと、こういう気がいたします。どうしてこれを含んで入札を行ったのか、統合小学校のときとの関連性も含めて納得のいくようなご説明を

お願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 今回に車庫を含めた件に関しましてというよりも、八森地区統合の八森小学校で車庫を別発注したことに関しましては、こちらの方ではちょっと知識ございませんので、ご了承いただきたいと思います。

今回については、建築付帯工事の中にですね含めた形で行っておるわけですが、これを分離するという事は考えませんでした。一連の工事として建築工事を考えたわけがございます。発注はそのようにいたしました。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今、いろいろな形で前回との比較の関係で話されましたけれども、確かに前回、今ちょっと記憶定かでない部分もありますけれども、今回はですね、全体的にやった方が諸経費安上がりに済むということがまず一つありますけれども、それとあわせながら、できるだけああいいう狭いところで一斉にいろんなのが出入りすることによって、管理とかですねそういうものも非常に影響あるんじゃないかという考え方もあって、できるだけ期間が短い中で、そこら辺を調整しながら早く進めるようなことだとすれば、今回のような形の方がいいんじゃないかなという結論に達したというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 私の言っているのは、一貫性がないということです。先回、学校の時、町長は記憶ないと言いましたけれども、車庫は門脇建築さんが工事を、入札の結果、門脇さんが工事を行いました。そうすることによって、それこそ町内のD級の業者さん、この車庫工事が工事額がどのくらいになるのかここには出ていませんので分かりませんが、おそらく規模等からいって町内のD級業者さんで十分行える工事だったのではないかなという感じがいたします。先ほど私が説明を求めたのは、そのことによって町内の規模の小さい、格付けの低い工務店さんの仕事を奪うことになったのではないかと、そのことについてどのように考えるかと、こう伺ったわけですが、そのことに対する回答はもらえませんでしたので、いま一度お願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員が言われるように、分離発注することによって仕事が分

散されるというメリットもないわけではありませんけれども、ただ、全てのものがですね画一的に、もう全部分離でいくんだという方針がですね全部決めているわけじゃなくて、その都度のいろんな状況に合わせてながら決めていますので、一律には考えておりません。したがって、この後もですね、いろんな工事の中でそういう機会ができるものであれば、そういうような形で検討していきますけれども、今回に限ってはその方が得策だというふうなことで考えましたので、まず今回の場合はそういうことでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 町の予算、税金を使って行う工事でありますので、でき得るならば町の、今回は主体工事が町の業者さんですのでいいんですけれども、下請け等にですね、なるべく町内の工務店さんを使っていただけるよう町の方から一言口添え願えれば、これは要望ですけれどもありがたいなと思いますので、その点も含めていま一度、町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いろいろな機会を通しながら町内の業者の受注拡大という意味では頑張っていきたいとは思っていますけれども、ただ、今回のケース、今おっしゃったような形で業者の方にですね、できるだけ地元の下請けということは要請することは、それはできますけれども、最終的な判断は業者の判断になりますので、いずれ要望としては伝えていきたいと思えます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時20分、再開します。

午前11時15分 休 憩

.....
午前11時21分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第10、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 議案第63号、工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

平成25年5月29日に指名競争入札に付した八森地区統合子ども園電気設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

契約の目的は、八森地区統合子ども園電気設備工事。

契約金額は、5,016万9,000円。

契約の相手方は、秋田県能代市字後谷地7番地4、株式会社ユアテック能代営業所、所長佐藤晴夫。

支出項目は、平成25年度八峰町一般会計3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費であります。

平成25年6月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由については、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

概要については、受変電設備、自家発電設備、幹線及び動力設備、空調電源設備をはじめ、電灯照明、コンセント、放送設備等の電気設備一式でございます。

工事の工期は、平成26年2月28日といたしました。

以上でございます。宜しく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第64号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第64号、物品の取得について、ご説明申し上げます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

物品名であります。一般X線撮影装置です。

2、取得価格、一金1,302万円也です。

取得方法です。指名競争入札です。

契約の相手方、秋田市保戸野中町1番17号、株式会社大塚商店、代表取締役大塚安博。

支出項目です。平成25年度八峰町一般会計4款衛生費1項保健衛生費7目町営診療所費です。

平成25年6月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得に係る契約でありまして、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（須藤正人君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第65号、平成25年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第65号について、ご説明申し上げます。一般会計補正予算であります。

議案第65号、平成25年度八峰町一般会計補正予算（第1号）。

平成25年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

ということで、歳入歳出予算の総額から、それぞれ253万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億6,946万3,000円とするものであります。

2条の所では、債務負担行為の追加ということで、これにつきましては第2表のとおりであります。

それから、第3条では、地方債の変更が第3表であります。

平成25年6月12日提出

八峰町長 加藤 和 夫

ということで、最初に4ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為の補正ということで追加であります。先ほど行政報告等でもありましたけれども、学校ICT運用業務委託を当初一括買い入れから5年間のリースに切り替えるというものであります。ということは、一括で買った場合に過疎債の対象にならないものもあるということで、リースに切り替えたということで、5年間ということで平成26年から平成30年まで、限度額が4,160万円でございます。

関係予算が後ほど9ページ、30ページの方に出てまいります。

それから、第3表の地方債補正変更でありますけれども、過疎対策事業の起債ですけれども、限度額を3,880万円下げまして、合計で2億4,490万円にするというものであります。これも今、先ほど言いましたそのICTの関係等で、樺台のコミセン等が宝くじ事業にいった、それから今の教育ICTの関係がリースに切り替わった関係等によるものであります。

それでは、歳入について説明したいと思います。

7ページです。

最初に15款2項1目の総務費県補助金370万円の追加であります。これは市町村子どもの国づくり支援事業費交付金であります。これは去年まで秋田県市町村少子化対策包括交付金ということで、平成22年から平成24年まで550万円来てあったわけですけれども、今年度から3か年370万円の事業の名称が変わって来るというものであります。これは予防接種とか学校事業等に充てるものであります。

それから、5目の農林水産業費県補助金ですが、21万1,000円の追加であります。これにつきましては、テイクオフ支援事業補助金ということで、先ほども説明いたしましたけれども、新規就農者の営業開始時の立ち上げ時に経費を支援するというので、事業費の3分の1であります。これに町の補助分12分の1を追加したものが歳出の20ページの農業振興費の方に出てまいります。

それから、16款1項2目利子及び配当金137万6,000円の追加であります。これは財政調整基金の積立金、それから合併町村振興基金積立金の利子分であります。

次の8ページですが、19款1項1目繰越金ということで、一般会計繰越金ですが1,437万6,000円の追加であります。これによりまして残額が、数字で言います。3億7,000万円ちょっとですが、372,082,809円です。

それから、20款4項3目の雑入1,660万円の追加であります。補正であります。これにつきましては、一般コミュニティ助成金ということで230万円、これは宝くじの関係の助成金ですが、これは石川郷中へセンターの、生活改善センターの備品の購入に充てるものであります。歳出については、12ページの企画費の方に出てまいります。

それから、町村魅力発信イベント参加助成金ということで30万円、これがまちいちむらいち2014の事業に充てるものでありまして、これにつきましても23ページの方に関係予算が出てまいります。

それから、コミュニティセンター助成金1,400万円、これにつきましては、先ほど過疎